

仙北市監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、
平成19年度定期監査の結果に対する措置状況を、次のとおり公表する。

平成20年9月4日

仙北市監査委員 三 浦 一 平

仙北市監査委員 藤 原 助 一

平成１９年度定期監査の結果に対する措置状況

監査対象	監査の結果	措置状況
企業局・工務課	【時間外勤務について】 長期間にわたって、月約50時間の時間外勤務を命ぜられている職員がいるが、職員の健康管理面で危惧されるので、職員の業務管理を見直し、合理的で最小経費となる業務体制を整えていただきたい。	平成19年度に実施した業務体制の見直しをさらに強化し、勤務時間の合理化を図った。 具体的には、週休日または休日に勤務を命ずる場合は、週休日の振り替え又は代休を活用し、やむを得ない場合を除き時間外勤務命令を抑え週40時間の労働時間を遵守するよう努めている。 その結果、時間外勤務の延べ時間数を、平成18年度に比し大幅に減少させた。（実績：平成18年度に比し943千円の減）
企業局・業務課	【資産台帳について】 資産管理において、減価償却費の元帳だけしかない資産があったが、資産の適正管理とは言えないので、早急に資産台帳を整備していただきたい。	指摘された資産については、速やかに台帳を整備した。